



# 農地転用について

農地法第4条・第5条



農地を農地以外の用途(住宅、店舗、施設、駐車場、資材置場等)で利用するには、農地法第4条又は第5条に基づき、農地転用の許可を受けなければなりません。

この許可を受けようとする者は、農業委員会を經由して都道府県知事に申請書を提出する必要があります。

この許可を受けずに無断で農地転用をした場合や、不正な手段により許可を受けた場合などには、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科せられることがあります。

## 主な許可基準

農地法第4条及び第5条の規定による許可基準は、立地基準と一般基準とに大別され、

①立地基準、②一般基準の順で、各基準に適合しているか否かを判断します。

### ①立地基準

区分	主な要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	<b>原則不許可</b>
甲種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね10ha以上の規模の一団の農地で、高性能農業機械による営農に適する農地</li> <li>農業公共投資の対象農地となって8年以内の農地</li> </ul>	<b>原則不許可</b>
第1種農地 (優良農地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね10ha以上の規模の一団の農地</li> <li>農業公共投資の対象農地</li> <li>生産性の高い農地</li> </ul>	<b>原則不許可</b>
第2種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地</li> <li>市街地として発展する可能性のある区域内の農地</li> </ul>	第3種農地では立地困難な場合許可の可能性有
第3種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市的整備がされた区域内の農地</li> <li>市街地にある区域内の農地</li> </ul>	<b>原則許可</b>

### ②一般基準

立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときは許可できません。

- 申請地周辺のほかの土地では転用目的を達成できないとは認められないとき。
- 転用に必要な資力及び信用がない、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないなど転用することが確実と認められないとき。
- 周辺の内の営農に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 一時転用をしようとする場合において、その利用に供された後に耕作目的に供することが確実と認められないとき。

## 許可までの流れ

ご相談から許可書交付までの流れは以下の通りです。

### 1. 申請についての相談



名護市農業委員会事務局(市役所2階)までお越しいただくか電話をお願いします。  
(特に申請締め切りの15日までは混み合うことがありますので事前にお電話でご予約をお願いします。)  
電話：0980-43-9010



### 2. 申請書の記入



申請書は名護市農業委員会事務局(市役所2階)でお渡しできる他、名護市のホームページからダウンロードできます。  
記入に当たっては記入例を参照してください。



### 3. 必要書類の入手



別添の必要書類一覧をご覧ください。  
申請内容によって必要な添付書類が異なりますので、詳しくは名護市農業委員会事務局までお問い合わせください。



### 4. 申請書類提出前の再確認



申請書類に不備があると、許可までに時間がかかったり、不許可になったりすることがあります。  
申請書類提出前にもう一度、申請書の記入例や必要書類一覧をご確認ください。



### 5. 申請書類の提出



書類締切日：毎月15日(15日が休日等の場合は翌日以降の平日)  
名護市農業委員会事務局へ提出をお願いします。

**(郵送での受付は原則行っておりません。)**

次のページへ

## 6. 申請内容の審査



書類審査と現地調査

申請内容が上記の許可基準に適合するか否かを審査し、下記のような場合は申請を取り下げてくださいことがあります。

- ・許可基準に適合しないとき
- ・違反転用を把握したとき
- ・農地法以外の法令違反を把握したとき など

## 7. 総会



月末に各地区の農業委員が集まる総会を開催し、許可か否かを決定します。

## 8. 常設審議委員会



下記の場合は常設審議委員会で審議する必要があります。

- ・申請地の面積が3,000㎡をこえるとき。
- ・申請地が甲種又は第1種農地に該当するとき。

なお、常設審議委員会に係る場合には、総会の意見決定は仮決定とし常設審議委員会を経た時点で正式な意見決定とします。

## 9. 沖縄県へ申請書類送付



7. 8で決定した意見を付した申請書類を沖縄県北部農林水産振興センターへ送付します。

## 10. 許可書交付 (条件付き許可)

許可書は名護市農業委員会事務局での受け渡しとさせていただきます。

ご用意ができた時点でお電話にて連絡致します。

受け渡しの際は来られた方のサインを頂きます。(印鑑は不要です)



郵送での対応は致しておりません。

## 許可後の流れ

### 11. 許可条件の達成

許可書は条件付きの許可でこの条件を達成しなければ地目は変わりません。  
条件は以下の通りです。

- ・ 工事進捗状況報告書・完了報告書の提出
- ・ 利用状況報告書の提出

上記のどちらか又は両方を達成してください。



### 12. 現況証明願の提出

地目変更する際に法務局へ提出する書類です。  
工事完了又は利用状況報告書(第2回)を提出後に提出可能です。  
(同時申請可)



### 10. 現況証明書交付

証明書は名護市農業委員会事務局での受け渡しとさせていただきます。  
ご用意ができた時点でお電話にて連絡致します。  
受け渡しの際は来られた方のサインを頂きます。(印鑑は不要です)

郵送での対応は致しておりません。

